

令和6年1月24日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

栄町長 橋本 浩

市町村名 (市町村コード)	栄町 (123293)
地域名 (地域内農業集落名)	須賀地区 (須賀、安食下埜の一部、酒直下埜の一部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、基盤整備された水田の割合が96%と多く、畑は4%とごく少ない面積となっている。農業者の高齢化が進み、谷津田や畑の遊休農地の増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、認定農業者等の大規模農家だけでなく拡大意向のある兼業農家、地域外の担い手や新規就農者を確保・育成しつつ、集落営農なども検討していく必要がある。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、水稲において、特別栽培米や有機米の栽培面積の拡大や飼料用米の団地化を進めるとともに、スマート農業による省力化など栽培方法を検討していく必要がある。
【地域の基礎的データ】
 認定農業者等: 5人(うち50歳代以下1人)、団体経営体(法人等)1経営体
 主な作物: 水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主産物である水稲について減農薬や有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
 また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	156 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	156 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者等の経営面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
30a区画の基盤整備済みであるが、耕作条件改善事業等を活用し畦畔除去による大区画化を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業委員会、JA及び農業事務所と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術の支援や生産する農地をあっせんしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
無し

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②減農薬減化学肥料による特別栽培や有機栽培を推進していく。
- ③農作業の省力化を図るため、スマート農業を推進していく。